

船舶職員及び小型船舶操縦者法

1. 案内情報

- ① 手続名 : 登録事項及び海技免状の訂正
- ② 手続根拠 : 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第7条第1項
- ③ 手続対象者 : 海技士で登録事項及び海技免状の訂正を受けようとする者
- ④ 提出時期 : 本籍の都道府県名若しくは氏名に変更が生じたとき又は海技免状の記載事項に誤りを発見したとき
- ⑤ 提出方法 : 申請書に必要な書類を添付して地方運輸局又は運輸支局に提出してください。
- ⑥ 手数料 : 1, 000円
- ⑦ 添付書類 :
 - 登録事項（海技免状）訂正申請書
 - 戸籍抄本若しくは戸籍記載事項証明書又は本籍の記載のある住民票の写し
 - 海技免状用写真票
 - 登録免許税納付書又は手数料納付書
- ⑧ 申請書様式 : 登録事項（海技免状）訂正申請書
- ⑨ 記載要項・記載 : 申請先にお問い合わせください。

2. 窓口情報

- ① 提出先 :

北海道運輸局船員労働環境・海技資格課	0134-27-7189
東北運輸局船員労働環境・海技資格課	022-791-7524
関東運輸局船員労働環境・海技資格課	045-211-7232
北陸信越運輸局船員労働環境・海技資格課	025-244-6128
中部運輸局船員労働環境・海技資格課	052-952-8027
近畿運輸局船員労働環境・海技資格課	06-6949-6434
神戸運輸監理部船員労働環境・海技資格課	078-321-7053
中国運輸局船員労働環境・海技資格課	082-228-8794
四国運輸局船員労働環境・海技資格課	087-825-1190
九州運輸局海技資格課	092-472-3176
沖縄総合事務局船舶船員課	098-862-1454

3. 手続情報

- ① 審査基準 : 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第7条第1項、第2項
- ② 標準処理時間 : 約10日
- ③ 不服申立方法 : 行政不服審査法の規定による

